

令和2年度 商店街活性化テーマ別選択事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてご活用いただけるよう、

申請受付時期や交付決定について取扱いを見直しました。

又、近隣商店街と共催による事業を実施する場合の取扱いについてもご案内いたします。

柔軟な見直しを図りましたので、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

ポイント① 申請書の提出期限について

提出期限
令和2年6月19日
↓
交付決定時期
令和2年9月頃

受付期間を拡張！令和2年6月～12月末まで随時受付します！

随時、申請を受け付ける毎に交付決定いたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、
各商店街の状況を踏まえた活用をご検討いただけます。

ポイント② 活用例

▶プレミアム付商品券発行事業を実施！

- 商品券制作費用、プレミアム相当換金分が補助対象となります。
- 近隣商店会と共催による実施が可能です。地域一体となって商品券によるお買い物をPRできます。

▶商店街で使える金券を発行！

- 金券制作費用、換金費用が補助対象となります。
- 通常の金券のほか、テイクアウト・デリバリー専用金券を発行する等、商店街でのお買い物を誘引。

ポイント③ 共催による事業実施について（今回初の取扱い）

- ▶補助上限額は、会数×100万円です。例）5会で共催の場合、補助上限額は500万円。
- ▶共催の場合は、代表となる商店街が申請書・実績報告書をご提出ください。
- ▶交付申請書第2面に、共催相手となる商店会名をすべてご記入ください。
- ▶申請書には、商店会負担額を表す按分表の添付は不要です。実績報告書に添付のうえご提出下さい。
- ▶景品費及び記念品費の上限額については、イベント事業の場合は180万円です。

- ◆補助対象事業 商店街独自のプレミアム付商品券発行事業、金券発行事業、各テーマ別イベント事業
- ◆補助率 1/2 ◆補助上限額 1会あたり100万円
- ◆申請数 1会あたり2事業（2事業の合計額が100万円となります。）
- ◆共催による申請可能（詳細はポイント③をご確認ください。）

<問合せ先>

大田区 産業経済部 産業振興課 商業振興担当

TEL 5744-1373

FAX 5744-1528